

## 報告 1 2

長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年9月5日

長与町長 吉 田 慎 一

## 専 決 処 分 書

長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年8月8日

長与町長 吉 田 慎

